

平成26年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成25年度予算) 461,142 百万円 → (平成26年度概算要求) 493,694 百万円

待機児童解消加速化プランに基づき、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

注1 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされている。

注2 税制抜本改革に伴う社会保障の充実及び消費税率の引上げに伴う支出の増については、上記の判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

また、安心こども基金で実施している事業の取扱いなどについても、予算編成過程で検討する。

⇒ P3「(参考) 待機児童解消加速化プランについて」参照

1 待機児童解消のための保育所受入れ児童数等の拡大

(1) 民間保育所運営費 454,427 百万円

待機児童解消のための保育所の受入児童数の拡大(約7万人増)に伴う運営費の増。

※待機児童解消加速化プランでの受け皿増分に伴う所要額については、予算編成過程で検討。

【その他改善事項】

- ・主任保育士の研修等の機会を確保するため、研修等の期間中の代替職員にかかる経費の加算を行い、保育士の質の向上を図る。
- ・低年齢児の栄養管理や食物アレルギー等に対応した特別食に対する食事支援等を行う場合に食育推進加算を行い、食育の推進を図る。
- ・保護者に対する感染症予防等子どもの健康面での相談や、保育士等の職員に対する講習会を行う場合に健康管理加算を行い、感染症予防等の推進を図る。
- ・1, 2歳児の保育需要に対応するため、育児休業終了等に伴い増加する年度途中の保育需要に対応する保育士の配置にかかる経費を加算し、1, 2歳児の受入れの促進を図る。
- ・民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって、幼稚園での勤務経験を算定できることにする。

(2) 待機児童解消促進等事業費 2,238 百万円

- ・家庭的保育事業(保育ママ)
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業

(3) 保育環境改善等事業 137 百万円

保育の推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育の提供等

(1) 延長保育促進事業 23,843 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

60.2万人 → 62.4万人分

(2) 家庭的保育事業（保育ママ）【再掲】 2,084 百万円

(3) 病児・病後児保育事業 5,196 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

| | | | |
|-----------|-----------|---|---------|
| 病児・病後児対応型 | 延べ171.8万人 | → | 延べ200万人 |
| 体調不良児対応型 | 898か所 | → | 898か所 |
| 非施設型（訪問型） | 15か所 | → | 15か所 |

(4) 休日・夜間保育事業 837 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

| | | | |
|----------|-------|---|-------|
| 休日保育事業 | 11万人 | → | 12万人 |
| 夜間保育推進事業 | 252か所 | → | 280か所 |

(5) その他の保育の推進 7,017 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

(参考) 待機児童解消加速化プランについて

- 平成25、26年度の2年間に20万人分、平成29年度までに40万人分の保育の受け皿確保を目指し、地方自治体の取組を支援。
- 平成26年度の緊急プロジェクト期間の財源については、消費税財源を充てて実施する「保育緊急確保事業」の活用などを中心に検討することとしている。
- なお、平成26年度概算要求では、「社会保障4経費の充実については、消費税率の引き上げの判断を踏まえ予算編成過程で検討、また、安心こども基金で実施している事業の取扱いについても予算編成過程で検討」とされていることから、保育所の施設整備費や子ども・子育て支援新制度の先取りとして実施する予定の小規模保育事業等を含め、加速化プランで目指している受け皿確保に向け、予算編成過程で検討していくこととしている。

支援パッケージ ～5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

【施設整備費】

- 保育所緊急整備事業
- 【改修費・賃借料等】
- 賃貸物件を活用した保育所整備事業
- 小規模保育設置促進事業
- 幼稚園預かり保育改修事業
- 家庭的保育改修事業
- 【土地等の確保】
- 民有地マッチング事業
- 国有地、公有地の活用

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

【小規模保育運営支援事業】

- 施設型小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下の施設）への運営費支援
- グループ型小規模保育事業（複数の保育ママが同一の場で実施）への運営費支援
- 【長時間預かり保育支援事業】
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 【利用者支援】
- 利用者支援の強化に向けた専任職員の配置

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

【保育士確保施策】

- 保育士養成施設新規卒業者の確保
- 保育士の就業継続支援
- 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
- 再就職前研修の実施
- 職員用宿舍借り上げ支援
- 【保育士の資格取得と継続雇用の支援】
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
- 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
- 【保育士の処遇改善】
- 保育士の処遇改善

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

【整備費支援】

- 改修費、賃借料等
- 【運営費支援】
- 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援
- 【移行費支援】
- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
- 【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

○助成要件を緩和

- ※都道府県労働局が支給する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を労働保険特会において要求

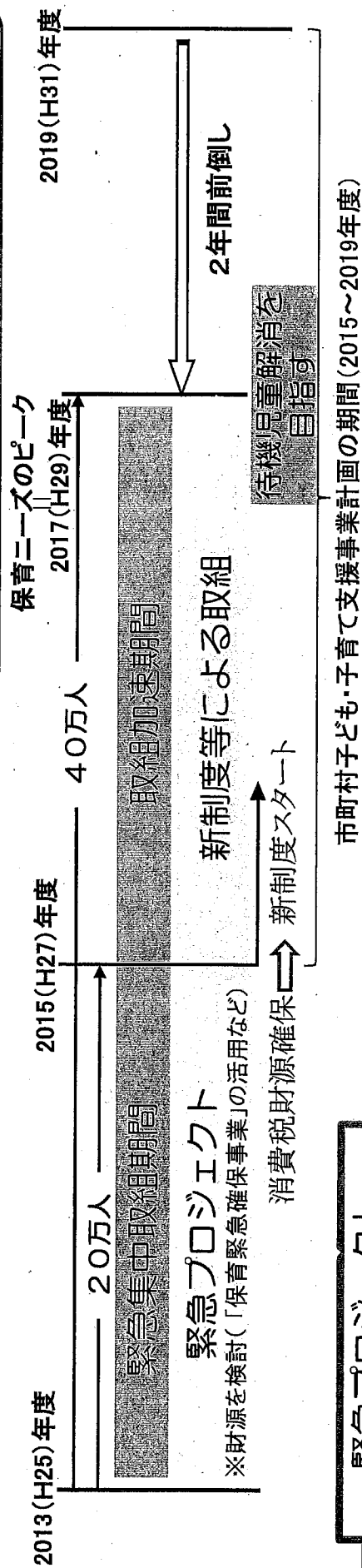
(注) この他、所要の保育所運営費も確保

待機児童解消加速化プラン

◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25-26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手法方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

＜計画の策定＞

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量

取組自治体

計画

支援パッケージ

国

・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を旨とす認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

